

京都市訓令甲第3号

庁 中 一 般

事 業 所

上 下 水 道 局

教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成19年5月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表都市計画局の項中「都市景観部風致保全課」を「都市景観部景観政策課  
都市景観部風致保全課」に改め  
る。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)